

ひとり親家庭などで児童を養育されている方へ

児童扶養手当が受給できます

父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める程度の障がいの状態にある場合は、20歳未満の児童および未成年者)を監護している母または父(父の場合は、児童と生計を同じくしていることが必要)、もしくは父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

手当額(令和4年4月~令和5年3月)

- ◎児童1人の場合 43,070円
(一部支給停止の場合 10,160円~43,060円)
- ◎児童2人目 10,170円
(一部支給停止の場合 5,090円~10,160円)
- ◎児童3人目以降1人につき 6,100円
(一部支給停止の場合 3,050円~6,090円)
- ※受給者や扶養義務者等の所得が、一定額以上ある場合や公的年金等を受給している場合は、一部または全部が支給されません。

現在受給されている方は現況届の提出が必要です

8月31日(水)までに現況届を市児童福祉課へ提出してください(平日午前8時30分から午後5時15分まで受付)。

現況届が未提出の場合、11月分以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

※現況届を未提出のまま2年間を経過すると、時効により受給権がなくなります。また、前年に所得制限を超えていたため手当の支給がなかった方も、資格継続のため提出が必要です。

【持参するもの】

児童扶養手当証・はんこ・一部支給適用除外事由届出書(対象者に6月に送付)・その他添付書類(対象者に同封)

ひとり親家庭の就労を支援します

児童扶養手当を受給している、ひとり親家庭の方の状況や希望に応じ、自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携しながら、仕事探しのお手伝いをします。

自立支援のための給付金事業

受講する前に市児童福祉課へご相談ください。

◆自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部が資格取得後に支給されます。

※雇用保険法および雇用保険法施行規則の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができるものは、その支給額を差し引いた金額が自立支援教育訓練給付金として支給されます。

◆高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された資格を取得するため半年以上(令和5年3月31日までに養成機関で修業を開始する場合)の期間(上限4年)修業した場合に訓練促進給付金などが支給されます。

【お問い合わせ先】

市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)
☎32・2114 / FAX 32・3738
Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

医療費を助成します

ひとり親家庭における父母等の入院医療費と児童の通院および入院医療費(自己負担分)を助成します。助成を受けるにはひとり親家庭等医療費受給者証が必要です。

※受給者証は毎年8月に更新申請が必要で、有効期限が切れてから更新申請をした場合、助成対象期間は申請月の1日からとなります。

【助成対象】

- ◎18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童がいる世帯
- ◎児童扶養手当受給の所得水準にある世帯
- 上記の世帯のうち、次のいずれかに該当する方
- ▼児童を扶養しているひとり親家庭の父または母等
- ▼ひとり親家庭等の児童

毎年8月受給者証の更新手続きが必要

【受給者証の更新手続きに必要なもの】

- ▼父または母等および児童の健康保険証
- ▼マイナンバーカード・住民票の記載内容と一致している通知カード等(父または母等および児童のもの)
- ▼本人確認書類(窓口に来られる方のもの)

【お問い合わせ先】

市保険年金課 医療・年金担当(市役所1階④番窓口)
☎32・4120 / FAX 35・0173
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.
i-tokushima.jp